

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

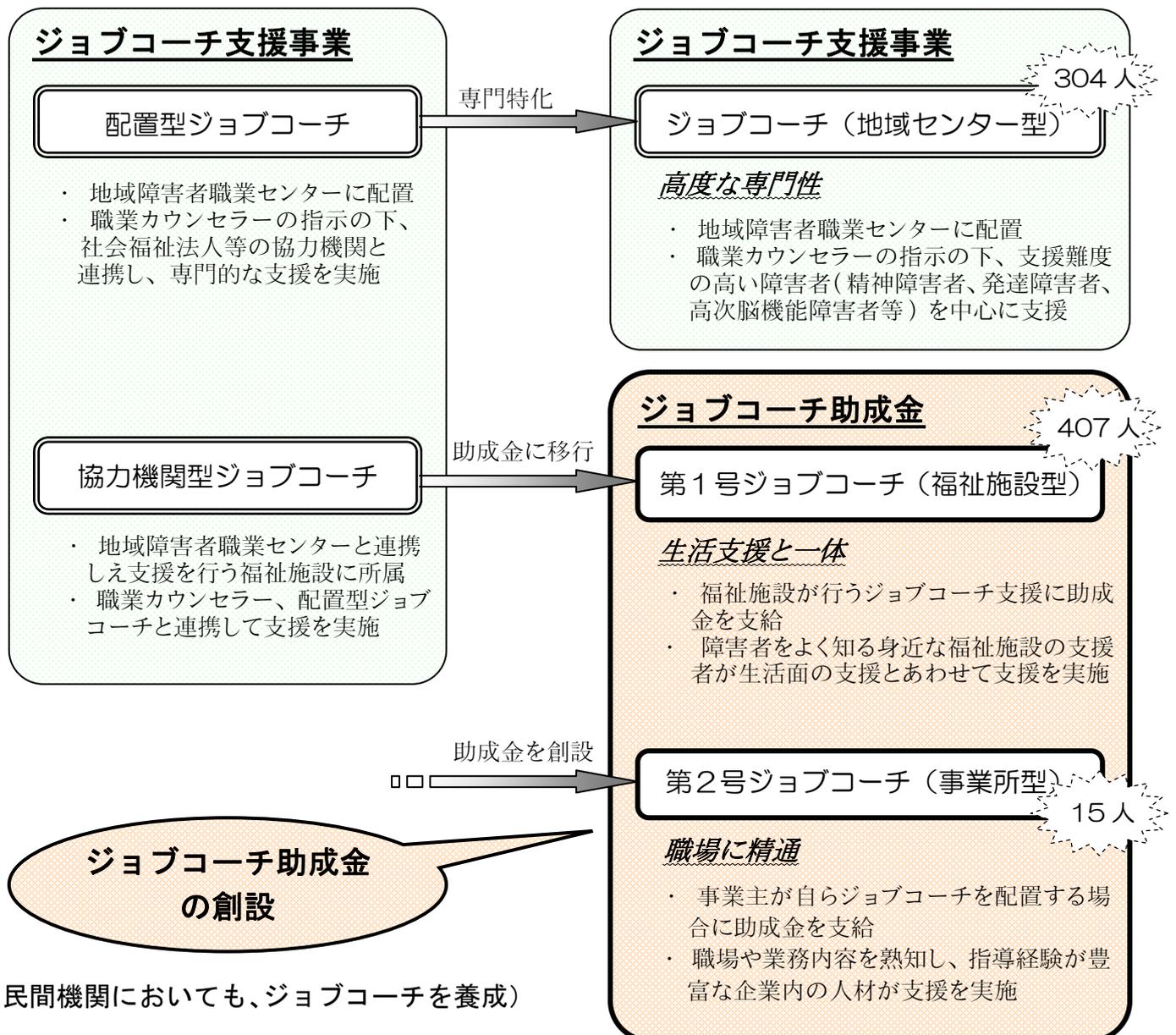
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
→ 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
→ 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
→ 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



* 数字は18年4月現在のジョブコーチ数

職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の概要

(平成18年6月現在)

○配置型職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年4回	—	45時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	地域障害者職業センターにおいて配置型職場適 応援助者として新たに委嘱された者

※第1号と同時受講

○第1号職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年4回	40名程度/回	45時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	第1号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた社 会福祉法人等に雇用される職員で第1号ジョブ コーチとなる予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年2回	40名程度/回	42時間(6日間)	東京都、神奈川県	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者
(NPO) 大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	15名程度/回	50時間(7日間)	大阪府	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者

○第2号職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年3回	40名程度/回	44時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	第2号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた事 業主に雇用される職員で第2号ジョブコーチとなる 予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年2回	20名程度/回	42時間(6日間)	東京都、神奈川県	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者
(NPO) 大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	15名程度/回	50時間(7日間)	大阪府	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者

関係条文（職場適応援助者関係）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（納付金関係業務）

第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

（第一号から第四号まで 略）

四の二 身体障害者又は知的障害者に対する職場適応援助者による援助であつて、次のいずれかを行う者に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者を置くこと。

（第五号以下 略）

（第 2 項 略）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二の三 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第四十九条第一項第四号の二イに規定する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（次項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（次号及び第三十四条において「発達障害者」という。））その他職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であると機構が認める者であつて、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限る。）が職場に適応することを容易にするための第一号職場適応援助者による援助の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

二 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第二号職場適応援助者の配置を行う事業主（第二号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2 前項第一号の第一号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項において「障害者職業総合センター」という。）及び法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次項において「地域障害者職業センター」という。）が行う第一号職場適応援助者の養成のための研修

二 第一号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3 第一項第二号の第二号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第二号職場適応援助者の養成のための研修

二 第二号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

（第 4 項 略）